令和6年能登半島地震における入学手数料 及び入学料の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立学校へ入学又は転入学する令和6年能登半島地震の 被災者に対する入学手数料及び入学料について、高知県立学校授業料等徴収 条例(昭和23年高知県条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項第 2号に基づく免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除の要件)

第2条 県立学校への入学若しくは転入学を志願する者又は入学若しくは転入 学を許可された者が、令和6年能登半島地震に際し災害救助法(昭和22年法 律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者 であることを要する。

(免除額)

第3条 条例第6条第1項第2号の規定により免除する入学手数料及び入学料の額は、入学手数料及び入学料の全額とする。

(入学手数料の免除申請手続等)

- 第4条 第2条の規定により入学手数料の免除を受けようとする者は、別に定める入学手数料の免除承認申請書により、志願先の県立学校長を経て高知県教育長(以下「教育長」という。)に申請するものとする。
- 2 前項の場合において、入学手数料の免除を受けようとする者は、市町村が 発行する令和6年能登半島地震により被災したことを証するり災証明書又は 被災証明書(以下「り災証明書等」という。)の写しを申請書に添付し、入学 願書等の提出締切日の2週間前(以下「提出締切日」という。)までに志願先 の県立学校長に提出しなければならない。ただし、申請者が提出締切日まで にり災証明書等を提出できない事情があるときは、この限りではない。
- 3 申請者にり災証明書等の交付を受けられない等事情があるときは、前項の 規定にかかわらず、在学し、又は在学していた学校の長の副申により、り災 証明書等の写しに代えることができる。
- 4 志願先の県立学校長は、前3項に規定する書類を受理したときは、当該書類 を高知県教育委員会事務局高等学校課(以下「高等学校課」という。)に提出 するものとする。

- 5 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、第2条の要件に 適合するときは、免除の決定を行うとともに、志願先の県立学校長を経て当 該申請をした者にその旨を通知する。
- 6 入学手数料の免除の決定を受けた申請者は、入学願書等の提出時に当該免 除の決定通知書を添付するものとする。

(入学料の免除申請手続等)

- 第5条 第2条の規定により入学料の免除を受けようとする者は、別に定める 入学料の免除承認申請書により、入学予定先の県立高等学校長を経て教育長 に申請するものとする。
- 2 前項の場合において、入学料の免除を受けようとする者は、り災証明書等 の写しを申請書に添付し、入学前に入学予定先の県立高等学校長に提出しな ければならない。ただし、申請者が入学前にり災証明書等を提出できない事 情があるときは、この限りではない。
- 3 申請者にり災証明書等の交付を受けられない等事情があるときは、前項の 規定にかかわらず、在学し、又は在学していた学校の長の副申により、り災 証明書等の写しに代えることができる。
- 4 第4条第5項の規定により、入学手数料の免除の決定を受けた申請者については、前2項の規定にかかわらず、当該決定通知書の写しにより、り災証明書等の写しに代えることができる。
- 5 入学予定先の県立高等学校長は、前4項に規定する書類を受理したときは、 当該書類を高等学校課に提出するものとする。
- 6 教育長は、第1項に規定する申請があった場合において、第2条の要件に 適合するときは、免除の決定を行うとともに、入学予定先の県立高等学校長 を経て当該申請をした者にその旨を通知する。
- 7 入学料の免除の決定を受けた申請者は、高知県立高等学校学則第16条に規定する誓約書の提出時に当該免除の決定通知書を添付するものとする。

(転入学に係る手続等)

第6条 県立学校への転入学を希望する場合は、前2条の規定にかかわらず、 令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置実施要項により手続きを行う ものとする。

附則

この要綱は、令和6年1月29日から施行し、同年1月1日から適用する。

入学手数料の免除承認申請書

年 月 日

高知県教育長	様

令和6年能登半島地震において災害救助法が適用された市町村の区域に住所 又は居所を有し被災したため、県立学校の入学手数料の免除について承認する ことを申請します。

1	申請者
	住 所
	氏 名
	連絡先
2	学資等生計維持者(同居の場合は記載不要です) 住 所
	<u></u> 氏 名
	連絡先
	上作儿
	申請者との関係
3	被災地
	住所

入学料の免除承認申請書

年 月 日

高知県教育長	様
	141

令和6年能登半島地震において災害救助法が適用された市町村の区域に住所 又は居所を有し被災したため、県立学校の入学料の免除について承認すること を申請します。

1	申請	者
		住 所
		氏 名
		連絡先
2		等生計維持者(同居の場合は記載不要です) 住 所
		氏 名
		連絡先
		申請者との関係
3	被災	抽
•	1/2/	住所